

豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業者が、事業の内容を過去に実績のない日本標準産業分類に掲げる中分類の異なる事業へ変更する事業（以下「業態転換」という。）、インターネットショップ等を開設・改善する事業（以下「ECサイト開設・改善」という。）、クラウドファンディングを活用して資金調達する事業（以下「クラウドファンディング」という。）又はデジタル技術を導入する事業（以下「デジタル化」という。）を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、中小企業者の新たなチャレンジを支援し、もって本市産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 店舗等 市内で事業活動を営む、店舗、事務所、工場・倉庫等をいう。
- (3) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗等をいう。
 - ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗等であること。
 - イ 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導等に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等であること。
 - ウ ア及びイの対価として、本部に金銭を支払っている店舗等であること
- (4) 業態転換 次の各号のいずれかにより、事業の内容を過去に実績のない日本標準産業分類に掲げる中分類の異なる事業へ変更するもの。ただし別表第1に定めるものを除く。
 - ア 屋号変更 既存の事業に替えて新たな事業を開始するものであって、店舗等

の屋号変更や外観（外壁、出入口、看板等）の刷新等により客観的に業態転換したことがわかるものをいう。

イ 区分営業 既存の事業を継続しつつ、当該事業を営む建物と同一の建物内において、営業に係る時間帯を区分し、又は別の区画等を設けることにより、新たな事業を開始するものをいう。

ウ 新店進出 既存の事業とは別の場所において新たな事業を開始するものをいう。

(5) ECサイト インターネット上で商品の販売を行うウェブサイト又はインターネット上でサービスの提供を行うウェブサイトをいう。

(6) クラウドファンディング 購入型クラウドファンディングを利用してインターネットを通じて、不特定多数の者から資金を集める資金調達方法をいう。

(7) 購入型クラウドファンディング クラウドファンディングのうち、商品またはサービス提供の対価として金銭を充てて行われるものをいう。

(8) プロジェクト クラウドファンディングにより、調達する資金で実施する事業をいう。ただし、資金を調達する目的が、市外への店舗進出や設備投資等となる場合を除く。

(9) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイトの運営及びサービスを提供する事業者をいう。

(10) デジタル化 人材不足を解消し業務効率化、生産性向上等を図るために必要となるシステムの導入や、それに付随する機械装置等を導入することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に本店（個人事業者にあつては住所）を有する中小企業者であること。

(2) 継続して1年以上事業を営む者であること。（個人事業者が同一の事業内容を引き継ぎ、法人を設立する場合にあつては、個人事業を開始する際の開廃業届出書が提出された日を起算日とする。）

(3) この補助金の交付を受けた日以後も、継続して補助対象となる事業を行う意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類A農業・林業又はB漁業を行う者
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税）を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を除く）
- (3) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (4) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (8) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体であると市長が認める者
- (9) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業等）

第5条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。

（事業完了時の要件）

第6条 補助対象事業の完了時に、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 市外に本部を有するフランチャイズチェーンでないこと
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類7661ーキャバレー、ナイトクラブでないこと

（交付の申請）

第7条 規則第4条第1項による補助金の交付の申請は、別表第3に定めるところにより必要となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 補助金の申請は、1年度につき1補助対象事業、1回までとする。

(交付の決定)

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付決定通知書(様式第8)により、前条の規定による補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対して通知するものとする。ただし、クラウドファンディングについては豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付決定・確定通知書(様式第19)により通知するものとする。

2 前条の補助金の交付の申請について、補助金の交付が適当でないと市長が認めたときは、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金不交付決定通知書(様式第9)により、申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、第8条第1項の補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国の小規模事業者持続化補助金等他の補助金の採択又は交付決定を理由とした申請の取下げはできないものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金計画変更等承認申請書(様式第10)に計画変更等の内容が確認できると市長が認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し適当であると認めた場合は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金変更等決定通知書(様式第11)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、別表第4に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、別表第3に規定する補助対象事業のうち、クラウドファンディングについては、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、規則第11条の規定による補助金の額の確定をし、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金確定通知書（様式第18）により通知するものとする。ただし、クラウドファンディングについては豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付決定・確定通知書（様式第19）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額について、補助事業者からの請求に基づき、補助事業が完了した後に交付するものとする。

（事業状況の報告）

第14条 市長は補助事業者に対し、第12条の交付確定の決定年度の翌年度において、事業状況の報告を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することを妨げない。

3 第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された補助事業者は、既に交付を受けた補助金があるときは、その全部又は一部を返還し、又は市長が必要と認める措置を講じなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以

上のもの

2 前項の規定にかかわらず、不動産にあつては10年、不動産の従物及びその他の重要な財産にあつては5年を経過した場合は、当該財産等を処分等することができる。

3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を得て処分等したことにより収入があつたときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、市長に対して納付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(検査等)

第17条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。